

# APARAGI Salon サービス利用規約

## 第1条 (目的)

1. このAPARAGI Salon サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社GSM（以下、「当社」といいます）の運営する店舗「APARAGI Salon」（以下、「店舗」といいます）が提供する各種サービス（以下、「本サービス」といいます）、および、関連するサービスの利用者、および、利用申込者（以下、「利用者等」といいます）に適用されるものであり、利用者等は、本規約に記載するすべての事項に同意することにより、本サービスの利用申込ができるものとしします。

## 第2条 (サービス内容)

1. 当社は、本サービスの利用者等に対して、店舗ごとに提供するプランを行うために必要な場所、器具等の貸出、資材等の販売を行い、利用者等は、これに対して、利用するプランに応じた対価を支払うものとしします。なお、当社は、セルフ利用プランについては、場所の提供、器具等の貸出、資材等の販売のみを行うものとし、当社、および、スタッフは、施術の補助は一切行わないものとしします。

## 第3条 (定義)

1. 「セルフホワイトニング」とは、利用者等ご本人が、ご自身で、歯の色素沈着を除去し、歯を漂白することをいいます。
2. 「セルフ脱毛」とは、利用者等ご本人が、ご自身で、体毛を除去することをいいます。
3. 「器具等」とは、利用者等が、本サービスを行うために必要な器具等のことをいいます。
4. 「資材等」とは、利用者等が、本サービスを行うために必要な器具等以外の材料等のことをいいます。
5. 「照射」とは、利用者等が、本サービスの器具等を使用することをいいます。

## 第4条 (ご利用方法)

1. 利用者等は、本サービスのご利用にあたっては、当社所定の申込方法により、当社に対して、利用申込をし、本サービスを利用するものとしします。
2. 本サービスの内容、プラン、金額は、店舗ごとに定めております。

## 第5条 (利用料金の支払)

1. 利用者等は、クレジットカード払いの方法により、利用開始前までに、利用料金を当社に支払うものとしします。

## 第6条（利用方法）

1. 利用者等は、事前に予約をした上で、当該予約の日時に本サービスを利用できるものとします。
2. いずれのプランも、1契約につき、本サービスを利用できる回数は1日1回までとします。
3. 1回の利用における照射回数はプランに関わらず最大2照射までとします。
4. 利用者等は、予約の日時を厳守して当店を訪問するものとし、予約時間に遅れた場合には本サービスの利用時間が短縮され、または利用できなくなることを承諾するものとします。

## 第7条（予約のキャンセル）

1. 利用者等は、本サービスの予約をキャンセルする場合には、ご予約日時の30分前まではサイト上でキャンセルできます。
2. 利用者等が、予約当日に本サービスの予約をキャンセルした場合、またはキャンセルをせずに本サービスを利用しなかった場合には、予約内容通りに本サービスを利用したものとみなすものとし、当日の利用はできないことを承諾します。

## 第8条（中途解約、契約期間）

1. 利用者等は契約期間中の本サービスの利用規約を解除、解約することはできないものとします。
2. 契約者等が、契約期間満了日の15日前までに当社に解約の意思表示をしない場合には、本サービスの利用契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

## 第9条（禁止事項）

1. 利用者等は以下の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 本サービスを利用者等以外の第三者に利用させること
  - (2) 本サービスの利用にかかる契約について契約上の地位または権利義務を第三者に移転し、または承継させること
  - (3) 当社備え付けの器具等以外の器具等を当店に持ち込むこと
  - (4) 当社所定の資材等以外の材料等を当店で使用すること
  - (5) 危険物等を当店に持ち込むこと
  - (6) 当店内での飲食を禁止とする
  - (7) 他の利用者または当店スタッフ関係者等に迷惑を及ぼす行為をすること
  - (8) 当店の秩序を乱す行為をすること
  - (9) 当社、当店及びスタッフの名誉・信用を毀損し、品位を傷つける行為をすること
  - (10) 当店内で犯罪行為またはこれと疑われる行為をすること
  - (11) 本サービスの提供を妨げる行為をすること
  - (12) (11) 前各号に準ずる行為をすること

## 第10条（サービス提供の制限、中止、廃止）

1. 当社は、天災事変、感染症、伝染病等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスの提供を制限し、又は中止する措置をとることがあり、その場合、利用者等が本サービスを利用できないことにより損失を被ったとしても、当社は債務不履行責任を負いません。また、当社は、当社の責に帰することのできない事由（器具等の作動不良を含む）により、本サービスの提供が困難な状態となったときは、本サービスの提供を制限し、又は中止することができるものとし、その場合、利用者等が本サービスを利用できないことにより損失を被ったとしても、当社は債務不履行責任を負いません。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。この場合、本サービス利用契約その他の一切の規定にかかわらず、本サービスの提供中止により契約者に損害が生じたとしても、当社は損害賠償その他一切の責任を負担しません。
  - （1）器具等の保守・修繕等の必要があるとき
  - （2）器具等の故障その他、器具等の利用が困難な状態となったとき
  - （3）資材等の調達が困難となったとき、または資材等の在庫が不足するとき
  - （4）通信回線の不具合等が生じたとき
  - （5）その他、当社が本サービスの運営上中止が必要と判断したとき
3. 当社は、前項に定める事由の発生により本サービスを継続することが困難と判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を廃止できるものとします。この場合、本サービス利用契約その他の一切の規定にかかわらず、本サービスの全部又は一部の提供の廃止により契約者に損害が生じたとしても、当社は損害賠償その他一切の責任を負担しません。

## 第11条（契約の解除）

1. 当社は、利用者等が次のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要さず、利用者等に通知することにより、直ちに本サービスの利用契約を解除することができるものとし、この場合、本サービス利用契約その他の一切の規定にかかわらず、本サービスの利用契約の解除により利用者等に損害が生じたとしても、当社は損害賠償その他一切の責任を負担しません。
  - （1）利用者等が、本規約又はその他の当社との契約に基づき、当社に対して負担する債務の履行を一部でも怠ったとき
  - （2）利用者等が、本規約又はその他の当社との契約のいずれかに違反したとき
  - （3）利用者等が差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売・破産・民事再生又は会社更生その他法的整理手続の申立を受けたとき、もしくは、自ら申立をなしたとき、または滞納処分を受けたとき
  - （4）利用者等が、振出し、もしくは、引き受けた手形又は小切手を不渡としたとき、その他

支払停止をなしたとき

- (5) 利用者等の財産状態、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (6) 利用者等が、申込書類、その他本サービスの利用に必要な手続に際して作成された文書に、虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (7) その他、当社が本サービスの利用契約の解除が必要と判断する事由がある場合

## 第12条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者等は、次の各号に掲げる事由に該当する虞がある場合は直ちに当社にその旨を告知するものとし、利用者等が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、当社は本契約の締結に応じないものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
- (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する場合
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
- (6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等である場合または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
- (7) 自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行った場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

2. 当社は、本契約締結後に、利用者等が前項各号に該当すると判明したときは、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとします。

3. 利用者等が申込に際し第1項の告知を怠り、または虚偽の事実を伝えたことにより、当社が損害を被った時は、当社は利用者等に対しその損害の賠償を請求できるものとします。

4. 利用者等は、当社に対し、本条により契約が締結できない場合または本契約を解除されたことにより損害を被った場合でも損害賠償の請求をすることはできません。

### 第13条（秘密保持）

1. 利用者等は、本契約の履行に際して知り得た当社の業務上、技術上、取引上の秘密情報等（以下「秘密情報」といいます）を当社の承諾がない限り、公表又は第三者に漏洩しないものとします。但し、該当情報が以下のいずれかの情報に該当する場合には、これを適用しないものとします。
  - (1) 当社より開示を受ける時点で、自らこれを保有していたことを立証できる情報
  - (2) 当社より開示を受ける時点で、既に公知であるか又はその後受領した当事者の責によらずして公知となった情報
  - (3) 正当な権限を有する第三者からの合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく開示及び提供された情報
  - (4) 法令の定め又は管轄官公庁から開示を要求された情報
  - (5) 秘密情報から除外することを当社が文書で同意した情報
  - (6) 秘密情報によらずして独自に契約者が開発した情報

### 第14条（本サービス上の権利）

1. 当社が利用者等に提供する本サービスに関するノウハウ、システムその他に存する一切の権利は当社に帰属するものであり、利用者等はこれを侵害しないものとします。また、利用者等は、本サービスの利用契約の成立によって当社の有する商標、ライセンス等について、何らの使用权も取得するものではなく、これを当社の事前の書面による許可なくして利用することはできないものとします。

### 第15条（通知）

1. 本規約及び本サービスの利用契約等に基づき当社が利用者等に対して行う通知（以下、「通知」といいます）は、利用者等が当社に届け出ている連絡先に宛てて書面の郵送、電子メールの送信により行う、または、当社のホームページで掲載する等、当社が適当と判断する方法により通知するものとします。
2. 前項の通知は、当社が該当通知の内容を書面または電子メール等で発送した時点、又は当社のホームページ上に表示した時点より効力を生じるものとします。

## 第16条（本規約の変更）

1. 当社は、法令の改正、社会情勢の変化その他の事情により、本規約を変更することができるものとし、利用者等及び当社は変更後の規約の定めに従うものとし、当社が本規約を変更する場合、利用者等に対して、前条に定める方法により通知します。
2. 当社が本サービスの全部又は一部の利用者等への提供を中止又は廃止する場合、本規約に規定する方法による通知を事前に利用者等に対して行います。ただし、本サービスの提供の中止又は廃止が、当社の責に帰すべき事由によるものでない場合は、この限りではありません。

## 第17条（協議解決）

1. 本規約又は本サービスの利用契約に定めのない事項で本サービスの利用に際して決定することが必要な事項については、利用者等と当社で協議のうえ別途定めるものとし、

## 第18条（管轄裁判所）

1. 利用者等と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第19条（準拠法）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

### 【注意事項】

・本サービスの効果には個人差があります。また、セルフホワイトニングとはホワイトニング溶液の酸化チタン・酸化タンゲステンにホワイトニングマシンのLEDライトを当てることにより起こる光触媒効果を応用したステイン除去による歯のホワイトニングであり、その性質上、お客様の本来の元の歯の白さに近づけていくものです。よって、お客様本来の歯の白さ以上に白くなることはありません。

・本サービスご利用中に生じた人的・物的事故、および金品等の盗難・紛失については、弊社に故意または重大な過失がある場合や、セルフホワイトニングのサービスを利用する際に使用する提供製品等に欠陥がある場合を除き、いかなる責任も負いかねます。

・本サービスご利用中に、口腔内や皮膚に違和感等の症状が生じる場合が稀にございます。このような場合には、直ちにご利用を中止して、医師の診察を受けてください。歯の構造により汚れの落ち方に差異が生じ、白点や白線状のものが歯に浮かび上がるように見えることが稀にありますが、数日の内に消える場合がほとんどです。

・ホワイトニングは健全なエナメル質が対象です。エナメル質が損傷を受けている場合や、既に知覚過敏の傾向がある場合、ホワイトニングを行うことで症状が悪化する場合がございます。知覚過

敏等の症状が継続する場合には、ご利用を中止して、歯科医師の診察を受けてください。

・セルフホワイトニングのサービスは、お客様が本人の責任において設備を利用するサービスです。有人プログラムを除き、弊社スタッフはご案内・ご説明するだけであり、お客様ご自身で施術していただきます。また、弊社、および、弊社スタッフは、医療行為、口腔内のアドバイス等を行いません。セルフホワイトニングのサービスをお客様の万全を期して利用するとともに、万が一、事故、怪我等が発生しても自己責任にて対処していただきます。

● 以下の方はご利用をお控えください。

1. 重度の顎関節症の方
2. 金属・チタンアレルギーの方
3. 光過敏症の方
4. 妊娠中・授乳中の方
5. 口腔内や皮膚に治療が必要な虫歯や傷などの異常がある方
6. 医師の診断を必要とされている方
7. 健康・気分の優れない方、感染症にかかっている方

● 以下の方は効果がない場合や、効果が出にくい場合があります

1. 差し歯・入れ歯・詰め物・被せ物等の材質の経年劣化による変色（着色汚れ以外）に効果はありません。
2. フッ素症の症状、歯のエナメル質、象牙質の変色には効果はありません。
3. 神経を抜いたことにより歯が変色している場合には効果が出にくい場合があります。
4. 遺伝により元々の歯に色素沈着がある場合は効果が出にくい場合があります。
5. 歯の形成期にテトラサイクリン系抗生物質を利用し副作用で色素沈着している場合は効果が出にくい場合があります。
6. 歯並びによっては効果が出にくい箇所が生じる場合があります。